

5月号 CONTENTS

1. 平成30年度税制改正のポイント
2. 消費税軽減税率制度のお知らせ
3. 北見地域産業保健センター窓口健康相談
4. 日本年金機構からのお知らせ
5. 新規高卒予定者の求人申し込みについて
6. 年金出張相談所開設と予約による年金相談のご案内
7. 使用済み切手提供者のご紹介
8. 5月行事予定のお知らせ

1. 平成30年度税制改正のポイント

<中小企業者などの所得拡大促進税制>

	現行制度	改正案
対象期間	法人：平成31年2月決算期まで対象 個人：平成30年分	法人：平成31年3月決算法人から対象 (平成30年4月1日開始事業年度から摘要) 個人：平成31年分
適用要件	要件①（平成29年度） 給与等支給総額が平成24年度（基準年度）より3%以上増加する。	要件 継続雇用者の平均給与等支給額が前年度比1.5%以上増加する。（現行制度の要件③に増加率判定が加わった内容です。） ※税額計算上、給与等支給総額が前年度以上であることは必須。
	要件② 給与等支給総額が前年度以上である。	
	要件③ 平均給与など支給額が前年度を超える。	
税額控除	今期の給与等支給総額と規準年度の総額からの増加額について、10%の税額控除。 ※上乗せ措置 要件③で平均給与等支給額が前年度より2%以上増加したとき →前年度からの増加額について、22%の税額控除（10%+上乗せ12%）	今期の給与等支給総額と前年度の総額からの増加額について、15%の税額控除（拡充） ※上乗せ措置 以下①と②を満たすとき ① 要件につき前年度比2.5%以上増加 ② 教育訓練費等が前年度比10%以上増加、又は、中小企業者等経営強化法に基づいて経営力向上計画の認定を受ける。 →前年度からの増加額について、25%の税額控除（15%+上乗せ10%）

2. 消費税軽減税率制度のお知らせ

ご存知ですか！
軽減税率は
全ての事業者が
対象です

平成31年10月1日から、消費税の税率が引き上げられ、
軽減税率制度が実施されます。



消費税軽減税率 Q&A

Q. 食品を取り扱ってないから、軽減税率への対応は必要ないよね？

A. 例えば、会議用のお弁当など、軽減税率対象商品を購入した場合、
8%、10%で税率ごとに分けて経理処理をする必要があります。
そのため、ほとんどすべての事業者で経理処理の変更が必要になります。

Q. 具体的に、軽減税率はどんな場合で適用されるの？

A. 例えば以下のケースで、軽減税率の対象になります。
①会議でのお弁当・お茶や定期購入の新聞は、軽減税率対象商品です。
②雑貨店や書店・ガソリンスタンド等で少しでもお菓子や飲料を販売していると、
その商品は軽減税率対象商品です。
1年に一度の行事（お正月やクリスマス・バレンタイン等）での販売も対象です。

Q. 10月1日に導入されるんだから、まだ準備しなくてもいいんじゃない？

A. 税率が8%に上がった時の対応を思い出してください。
例えば、駆け込み需要とその反動、消費者への告知や値札の適切な対応、資金繰り、在庫管理、
物流での対応など、さまざまな対応が必要になるため、早目の準備が必要です。

Q. 軽減税率導入で請求書や領収書の様式を変える必要はあるの？

A. 8%と10%に分けて記載する必要があるため、
請求書や領収書の様式の変更が必要になります。

Q. 現在のレジで軽減税率に対応できますか？

A. 対応していない場合は、レジの買換えやシステムの改修が必要になります。


Q. 現在のレジが軽減税率に対応していない場合、買換えのための国からの
支援はありますか？

A. レジの買換え、タブレット型 POS レジ導入、システム改修のため国の補助制度が
あります。
ただし、平成31年9月30日までに事業を完了する必要があります。
また、申請受付の期限（A型、B-2型：平成31年12月16日、B-1型：平成31年6月28日）
にも、ご注意ください。詳しくは



国税庁
ホームページ

消費税軽減税率制度

を
クリック 

3. 北見地域産業保健センター窓口健康相談業務日程

健康相談窓口開設日	時間	担当産業医	場所
平成30年 5月10日(木)	14時～	梅田 弘敏 氏	遠軽医師会会議室
7月19日(木)	13時～	水島 論 氏	
9月25日(火)	15時～	橋本 道紀 氏	
11月22日(木)	13時～	長 淵 英 介 氏	
平成31年 1月10日(木)	14時～	本 田 肇 氏	

※相談希望の方は、事前に電話で下記宛にお申し込みください。

申込先：担当コーディネーター 阪田労務管理事務所（TEL 0157-23-2852）

4. 日本年金機構からのお知らせ

○被保険者資格に関する届出はお済ですか？

【採用時】

→被保険者資格取得届／70歳以上被用者該当届を5日以内に提出してください。
その際、運転免許証等での本人確認の徹底と、個人番号または基礎年金番号の記入を忘れずに。

【退職時】

→被保険者資格喪失届／70歳以上被用者不該当届を5日以内に提出してください。
※全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入していた場合は、本人および家族の健康保険被保険者証、高齢受給者証等を必ず添付してください。

○報酬月額変更届提出のお願い

固定的賃金の増減により報酬が大幅に変動した場合は、被保険者報酬月額変更届／70歳以上被用者月額変更届により改定を行います。次の3つの条件をすべて満たす場合に変更届の提出をお願いします。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- ② 従前の標準報酬月額と、変動月から3ヶ月間支給された報酬の平均額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③ 3ヶ月前の支払基礎日数が各月17日以上（短時間労働者は11日以上）

○同月内に被保険者資格を取得・喪失した場合の取り扱い

平成27年10月1日以降、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失しその同月に国民年金の被保険者（第2号被保険者は除く）の資格を取得した場合には、厚生年金保険料の納付は不要になり、国民年金保険を納めることになりました。

この場合、該当する被保険者が在籍していた事業所あてに、年金事務所より厚生年金保険料の返還についてのお知らせがあります。

○子ども・子育て拠出金の率が改定されます

平成30年4月分の厚生年金保険料から、仕事と子育ての両立に資する子ども・子育て支援の充実を図るため、厚生年金保険料にかかる子ども・子育て拠出金の率が改定される予定です。（改定の根拠となる法律の成立が前提となります）

〔現行〕 1,000分の2.3 (0.23%) ⇒ 〔改定後〕 1,000分の2.9 (0.29%)

5. 新規高卒予定者求人申し込みについて

ハローワークでは、平成31年3月新規高等学校卒業予定者にかかる求人について6月1日から受理を開始します。

企業の将来を担う新卒者の採用についてぜひご検討いただき、お早めにハローワークへ求人の申込みをお願いいたします。

<お問い合わせ先> 北見公共職業安定所 遠軽出張所：TEL 0158-42-2779

6. 年金出張相談所開設と予約による年金相談のご案内

《出張相談所開設のご案内》

会場	日時	予約受付先
遠軽町保健福祉総合センター	5月15日(火) 10:00~16:00	北見年金事務所 TEL: 0157-33-6007

※ご予約・ご来場時には基礎年金番号またはマイナンバーのわかるもの（年金手帳・年金証明・マイナンバーカード等）と本人確認ができる身分証明書（運転免許書等）をご用意ください。

事前予約制となっており、定員になり次第締め切らせていただきますので、御了承ください。

《予約による年金相談のご案内》

年金事務所では現在、「年金相談の予約制」を推進しております。

この取り組みによりお客様をお待たせすることなく年金相談を行うことができます。

年金相談にお越しになれる方は、事前にお電話でご予約ください。

なお、お電話をされる時は、あらかじめ年金手帳、年金証書、マイナンバーカード等をご用意いただきますようお願いいたします。

お申し込みはお電話で

「ねんきんダイヤル」 TEL 0570-05-1165 へお願いします。

7. 使用済み切手提供者のご紹介

- ・茶木建設 様
- ・渡辺組 様
- ・旭川トヨタ自動車 様
- ・棚橋司法書士事務所 様

ありがとうございました！

8. 5月の行事予定のお知らせ

- 5月 8日(火) オホーツク管内商工会議所会頭会議（北見市）
- 9日(水) 運営強化委員会（福祉センター）
- 11日(金)～12日(土) 東北北海道商工会議所会頭会議・連絡協議会（根室市）
- 17日(木) 女性会例会（遠軽町）
- 24日(木) 常議員会（福祉センター）
- 24日(木) 議員総会（福祉センター）
- 26日(土) 青年部道東協議会第1回会長会議（福祉センター）

みんなの遠軽 地元で買い物 元気なまちへ